

昭和二十九年法律第六十四号

防衛省設置法

保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 防衛省の設置（第二条）

第二節 防衛省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三節 自衛隊（第五条・第六条）

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第一節 特別な職（第七条・第七条の二）

第二節 内部部局（第八条―第十二条）

第三節 審議会等（第十三条）

第四節 施設等機関（第十四条―第十八条）

第五節 特別の機関（第十九条―第三十条）

第六節 地方支分部局（第三十一条―第三十三条）

第七節 職員（第三十四条）

第四章 防衛装備庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置（第三十五条）

第二款 任務及び所掌事務（第三十六条・第三十七条）

第二節 職員（第三十八条）

第五章 職員の職務遂行等（第三十九条―第四十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、防衛省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 防衛省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三條第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。

2 防衛省の長は、防衛大臣とする。

第二節 防衛省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、防衛省は、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

3 前二項に定めるもののほか、防衛省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

4 防衛省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（所掌事務）

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関すること。

二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。

四 前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。

五 職員の人事に関すること。

六 職員の補充に関すること。

七 礼式及び服制に関すること。

八 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

十 職員の保健衛生に関すること。

十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四 装備品等の研究開発に関すること。

十五 前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。

十六 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

十七 防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。

十八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。

十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。

二十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。

二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。

二十二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。

二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提

供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

二十六 特別調達資金（特別調達金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関すること。

二十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

二十八 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

二十九 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

三十一 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二百六十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二百七十七号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

三十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十四 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

三十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三節 自衛隊

（自衛隊）

第五条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（自衛官の定数）

第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十五万二千四百五十人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千四百十四人、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）四万六千九百七十六人並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千七百三十二人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官三百九十四人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千九百三十六人、内部部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官五十人並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七十七人を加えた総計二十四万七千五百五十四人とする。

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第一節 特別な職

（防衛大臣政策参与）

第七条 防衛省に、防衛大臣政策参与三人以内を置くことができる。

2 防衛大臣政策参与は、防衛省の所掌事務に関する重要事項に関し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申する。

3 防衛大臣政策参与は、非常勤とすることができ。

4 防衛大臣政策参与の任免は、防衛大臣が行う。

5 自衛隊法第五十二条、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定は、防衛大臣政策参与の服務について準用する。

6 常勤の防衛大臣政策参与は、在任中、防衛大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

7 防衛大臣政策参与は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（防衛審議官）

第七条の二 防衛省に、防衛審議官一人を置く。
2 防衛審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二節 内部部局

（内部部局の所掌事務）

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四条第一項第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。
二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。

三 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。
四 第四条第一項第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十三号までに掲げる事務

五 第四条第一項第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に関すること。
六 第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの

2 前項に定めるもののほか、内部部局は、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

（官房長）

第九条 官房に、官房長を置く。

（内部部局の職員）

第十条 内部部局に、書記官及び部員を置き、自衛官その他所要の職員を置くことができる。

2 書記官は、命を受けて、事務をつかさどる。
3 部員は、命を受けて、事務に参画する。
4 書記官は、官房長若しくは局長若しくは内部部局の課長又は国家行政組織法第二十一条第三項若しくは第四項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

（官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係）

第十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う自衛隊法第九条第二項の規定による職務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。

（官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係）

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（設置）

第三節 審議会等

第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。

名称	法律
自衛隊自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十三号）	審議会
防衛施日本国とアメリカ合衆国との間の相互協	設 中央及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）
捕虜資力攻撃事態及び存立危機事態における格認定捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）	等 審査

（設置）

第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。

（設置）

第四節 施設等機関

防衛大学校
防衛医科大学校

（防衛大学校）

第十五条 防衛大学校は、幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。）となるべき者の教育訓練をつかさどる。

2 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練を行うとともに、当該研究を行う。

（防衛医科大学校）

第十六条 防衛医科大学校は、次に掲げる教育訓練をつかさどる。

一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
二 保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練

2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者（次条において「防衛医科大学校卒業生」という。）その他防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行う。

3 第一項第一号の教育訓練の修業年限は六年とし、同項第二号及び第三号の教育訓練の修業年限は四年とする。

4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。

5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育又は看護学教育を行う大学の教員の資格の例による。

6 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編制その他の事項は、防衛省令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育及び看護学教育を行う大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項についてはこれらの設置基準の例により、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条第一号及び第二十一条第一号の規定に基づき基準が定められている事項についてはこれらの基準の例による。

（防衛医科大学校卒業生の医師国家試験等の受験資格）

第十七条 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号の教育訓練を修了した者に限る。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十一条の規定の適用については、同条第一号に該当する者とみなす。

2 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者に限る。）は、保健師助産師看護師法第十九条又は第二十一条の規定の適用については、同法第十九条第一号又は第二十一条第一号に該当する者とみなす。（学生）

第十八条 防衛医科大学校の学生（第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。次項において同じ。）の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

2 防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

第五節 特別の機関

第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

防衛会議

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部

防衛監察本部

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審判所とする。

（防衛会議）

第十九条の二 防衛会議は、防衛大臣の求めに応じ、防衛省の所掌事務に関する基本的方針について審議する機関とする。

2 防衛会議は、議長及び委員をもつて組織する。

3 議長は、防衛大臣をもつて充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

防衛副大臣

防衛大臣政務官

防衛大臣補佐官

防衛大臣政策参与

事務次官

防衛審議官

官房長及び局長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

情報本部長

防衛装備庁長官

5 防衛大臣は、防衛省の所掌事務に関する基本の方針を策定するに当たり、防衛省全体の見地から必要があると認めるときは、防衛会議に審議させるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、防衛会議の組織及び運営に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（幕僚監部）

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する

幕僚監部に、部及び課を置く。

2 幕僚監部に、部及び課を置く。

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

（幕僚長）

第二十一条 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。統合幕僚長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

3 幕僚長は、防衛大臣の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

（統合幕僚監部の所掌事務）

第二十二条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。

二 行動の計画の立案に関すること。

三 前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関すること。

五 前各号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

六 所掌事務の遂行に必要な部隊等（第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関をいう。以下同じ。）の管理及び運営の調整に関すること。

七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関すること。

九 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

（陸上幕僚監部等の所掌事務）

第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関する計画の立案に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

二 前条第三号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の立案に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

四 第一号及び前号（編成、装備及び配置に係るものに限る。）に掲げる事務に必要な情報に関する計画の立案に関すること。

五 隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

六 部隊等の管理及び運営の調整に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

七 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

八 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

（幕僚監部の所掌事務の特例）

第二十四条 防衛大臣は、必要があると認める場合には、前二条の規定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監部に処理させることができる。

（幕僚副長）

第二十五条 統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

2 統合幕僚副長、陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

（統合幕僚監部に附置する機関）

第二十六条 統合幕僚監部に、政令で定めるところにより、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務の遂行に必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行う機関を附置する。

2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

（部隊等）

第二十七条 部隊等の組織及び編成又は所掌事務は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（情報本部）

第二十八条 情報本部は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務をつかさどる。

ところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。

附 則 (昭和三〇年八月一日法律第一〇六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十一年四月二〇日法律第七七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月三〇日法律第八五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月三〇日法律第八六号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十三年六月一日法律第一五九号) 抄

この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二四日法律第七八号) 抄

(施行期日)

この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

(調達庁及びその職員の身分の継続)

この法律の施行の際、現に総理府の外局として置かれていた調達庁(以下「従前の調達庁」という。)は、この法律による改正後の防衛庁設置法第四十一条の二の調達庁(以下単に「調達庁」という。)となり、同一性をもって存続するものとし、現に従前の調達庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、調達庁の職員となるものとする。

附 則 (昭和三十三年五月二三日法律第一六三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年五月二二日法律第一六一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年三月三一日法律第二二二号) 抄

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契約の実施に関する防衛庁の権限及び調達実施本部の行なう事務については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十六年六月二日法律第一一一号) 抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

(行政機関職員定員法の廃止)

行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)は、廃止する。

附 則 (昭和三十六年六月二二日法律第一二五号) 抄

この法律中目次の改正規定、第二十六条に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八条の次に一条を加える改正規定は昭和三十六年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年五月一五五法律第一三三三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定、同法第五条の改正規定(各号列記以外の部分を改める部分に限る。)、同法第七条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十一条第二項、第九十条第一項、第九十二条第一項、第九十五条第一項及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二条中自衛隊法第四十八条の次に一条を加える改正規定は、第一条中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日(以下「防衛施設庁の設置の日」という。)において行政不服審査法(昭和三十三年法律第六十号)がすでに施行されている場合にあっては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあっては同法の施行の日から施行する。

調達庁設置法の廃止

調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号。以下次項において「旧法」という。)は、廃止する。

(旧法の効力)

旧法の施行の際同法附則第二項ただし書の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)

第十九条に規定する公務員となつた者に対する同法又は厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の規定の適用については、旧法附則第六項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有する。

(職員等に関する経過規定)

防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に調達庁の附属機関である機関で防衛施設庁の相当の附属機関となるものの委員である者は、防衛施設庁の相当の附属機関の委員となるものとし、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に調達庁又は建設本部の職員である者は、別段の辞令を発せられない限り、防衛施設庁の職員となるものとする。

(給与に関する経過規定)

前項の規定により防衛施設庁の職員(一般職に属する職員を除く。以下次項において同じ。)となつた者(従前の調達庁の職員であつた者に限る。以下次項において同じ。)に係る防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用によりその者について適用される俸給表(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職の職員給与法」という。)別表第一から第七までをいう。以下この項において同じ。)、その者の属する職務の等級及びその者の受ける俸給月額、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際一般職の職員給与法の適用によりその者について適用されていた俸給表、その者が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額に相当する俸給表、職務の等級及び俸給月額とする。この場合において、一般職の職員給与法の適用によりその者が属していた職務の等級にその者が属していた期間及びその者が受けていた号俸又は俸給月額をその者が受けていた期間、新たにその者が属することとなつた職務の等級にその者が属する期間及び新たにその者が受けることとなつた俸給月額をその者が受ける期間に通算する。

(休職又は懲戒処分に関する経過規定)

第五項の規定により防衛施設庁の職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられていたものの休職処分又は同項の規定により防衛施設庁の職員となつた者に対する防衛施設庁の設置の日前に生じた事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、当該事案について防衛施設庁設置の日以後

懲戒処分を行なうこととなるときは、この法律による改正後の自衛隊法第三十一条第一項の規定により懲戒処分について権限を有する者が当該懲戒処分を行なうものとする。

(不利益処分等に関する経過規定)

防衛施設庁の設置の日前に従前の調達庁の職員に対し行なわれた不利益処分に関する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の規定による説明書の交付、審査の請求及び審査又は防衛施設庁の設置の日前に調達庁の職員に対し行なわれた給与の決定に関する一般職の職員給与法第二十一条の規定による審査の請求及び審査については、なお従前の例による。

(処分等に関する経過規定)

防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長がした認定その他の処分(休職処分及び懲戒処分を除く。以下この項において同じ。)又は通知その他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長がした処分又は手続とみなす。

防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長に対しされている申請、不服の申立てその他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長に対しされた手続とみなす。

附 則 (昭和三十三年一月二二八日法律第一八五号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年七月二六日法律第一三五号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年七月二八日法律第八九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五五法律第九九号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月一六日法律第三三三三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、

行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年七月一六日法律第一〇二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
三 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成二十二年八月四日法律第一一九号）

この法律は、平成十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年二月二二日法律第一六〇号）抄

第一条（施行期日） この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五十五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
附則（平成二十二年二月二二日法律第二二七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年五月二二日法律第五八号）抄

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十三年六月八日法律第四〇号）抄

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一四号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年五月七日法律第三六号）

この法律は、平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十五年四月二五日法律第三三〇号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年五月一日法律第三二二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年五月二二日法律第四一八号）

この法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一八日法律第一一三三号）抄

第一条（施行期日） この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援 物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

附則（平成二十六年六月一八日法律第一一六号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一八日法律第一一七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二十七年七月二九日法律第八八号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十八年五月三十一日法律第四五五号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 略
三 略
四 略
五 略
六 略
七 略
八 略
九 略
十 略
十一 略
十二 略
十三 略
十四 略
十五 略
十六 略
十七 略
十八 略
十九 略
二十 略
二十一 略
二十二 略
二十三 略
二十四 略
二十五 略
二十六 略
二十七 略
二十八 略
二十九 略
三十 略
三十一 略
三十二 略
三十三 略
三十四 略
三十五 略
三十六 略
三十七 略
三十八 略
三十九 略
四十 略
四十一 略
四十二 略
四十三 略
四十四 略
四十五 略
四十六 略
四十七 略
四十八 略
四十九 略
五十 略
五十一 略
五十二 略
五十三 略
五十四 略
五十五 略
五十六 略
五十七 略
五十八 略
五十九 略
六十 略
六十一 略
六十二 略
六十三 略
六十四 略
六十五 略
六十六 略
六十七 略
六十八 略
六十九 略
七十 略
七十一 略
七十二 略
七十三 略
七十四 略
七十五 略
七十六 略
七十七 略
七十八 略
七十九 略
八十 略
八十一 略
八十二 略
八十三 略
八十四 略
八十五 略
八十六 略
八十七 略
八十八 略
八十九 略
九十 略
九十一 略
九十二 略
九十三 略
九十四 略
九十五 略
九十六 略
九十七 略
九十八 略
九十九 略
一百 略

一 第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十五条の第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定平成十九年三月三十一日までの間において政令で定める日

附則（平成十八年二月二二日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（職員の身分の引継ぎ）

第二条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の防衛庁又はこれに置かれる部局若しくは機関に相当する防衛省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の職員となるものとする。

（防衛施設中央審議会に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員である者は、この法律の施行の日、附則第二十三条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）次項において「（駐留軍用地特措法）という。」第三十一条第二項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日、駐留軍用地特措法第三十一条第六項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。

（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の

規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 内閣総理大臣（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限とされる場合を除く。）又はその委任を受けた者 防衛大臣又はその委任を受けた者

二 防衛庁長官又は防衛庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

三 防衛庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関の長に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定（従前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府令（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第千三百四条第一項の規定により内閣府令としての効力を有するものとされた総理府令を含む。）は、この法律の施行後は、新法令の相当規定（防衛省の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の防衛省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（防衛施設庁についての見直し）

第九条 防衛施設庁は、平成十九年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防

衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

附則（平成十九年五月二五日法律第五八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十九年五月三〇日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十九年六月八日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛官の定数に関する経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する政令で定める日の前日までの間は、この法律による改正後の防衛省設置法第六条中「十五万三千二百二十人」とあるのは「十五万五千六百七十四人」と、「四万五千七百七十六人」とあるのは「四万五千八百七十二人及び」と、「四万七千三百十三人並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官百五十二人」とあるのは「四万七千三百四十二人」と、「三百四十三人」とあるのは「四百八十六人」と、「千九百三人」とあるのは「千八百八十六人」と、「二十四万八千六百四十七人」とあるのは「二十五万二千二百人」とする。

（処分等に関する経過措置）

第三条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の

相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十九年六月二七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月三日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第一条の規定

附則（平成二四年三月三一日法律第一三三号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月二十六日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 **第一条** 中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(二の教育訓練又は同法第十六条第一項)を「又は第十六条第一項(第三号を除く。)」に改める部分に限る。」並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成二五年五月一六日法律第一五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第七七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(防衛省設置法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 この法律の施行の際現に第十条の規定による改正前の防衛省設置法第七条第四項の規定により任命された防衛大臣補佐官である者は、施行日に、第十条の規定による改正後の防衛省設置法第七条第四項の規定により防衛大臣政策

参与として任命されたものとみなす。

(処分等の効力)

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。)の相当の規定によつてしたものとみなす。

(その他の経過措置)
第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 **第二条**の規定 平成二十七年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)
第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二七年六月一七日法律第三九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二七年九月三〇日法律第七六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定)
第十条 施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十九号)の施行の日前である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるのは、「第三十二条」とする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第六六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月一三日法律第一三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年四月二〇日法律第一七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)
前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三二年四月二六日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和二年四月二四日法律第一九号)

この法律は、令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年四月二八日法律第二三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 **第一条**中沖縄振興特別措置法附則第二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に關する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十二条、第二十六条及び第二十七条の規定 公布の日

附 則 (令和四年四月二〇日法律第二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月二一日法律第一三
号)

この法律は、令和六年三月三十一日までの間
において政令で定める日から施行する。ただ
し、第三十一条の改正規定は、公布の日から施
行する。

附 則 (令和五年五月一二日法律第二六
号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行す
る。ただし、次項の規定は、この法律の施行の
日又は日本国の自衛隊とグレートブリテン及び
北アイルランド連合王国の軍隊との間における
相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本
国とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国との間の協定の実施に関する法律(令和五
年法律第二十七号)の施行の日いづれか早い
日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法律第二七
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施
行する。ただし、次条の規定は、公布の日から
施行する。

(調整規定)

第四条 日豪協定実施法の施行の日がこの法律の
施行の日後となる場合には、日豪協定実施法の
施行の日の前日までの間における前条の規定に
よる改正後の防衛省設置法第四条第一項第三
二号の規定の適用については、同号中「日本
国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間に
おける相互のアクセス及び協力の円滑化に関
する日本国とオーストラリアとの間の協定の実
施に関する法律(令和五年法律第二十六号)第
十二条又は第十三条の規定に基づく請求の
処理及び同法第五章の規定による特殊海
事損害に係る賠償の請求についての援助並
びに日本国の自衛隊とグレートブリテン
及び北アイルランド連合王国の軍隊との
間における相互のアクセス及び協力の円滑
化に関する日本国とグレートブリテン及び
北アイルランド連合王国との間の協定の実
施に関する法律」とあるのは、「日本国の自
衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド
連合王国の軍隊との間における相互のアク
セス及び協力の円滑化に関する日本国とグ
レートブリテン

及び北アイルランド連合王国との間の協定の実
施に関する法律」とする。